

令和2年度 自治基本条例アンケート

平成21年7月に施行した「江別市自治基本条例」は、市民自治によるまちづくりを進める上での基本的なルールなどを定め、市民が主役のまちづくりを目指すための条例です。

市民自治とは、より良いまちづくりや地域の課題解決に向け、市民一人ひとりが考え、行動することであり、まちづくりとは暮らしやすく、魅力あるまちにするために、行政や自治会、活動団体などが行う地域活動など、公共的な活動のことをいいます。

このアンケートは、江別市において、市民自治によるまちづくりが進んでいるかどうかなどについて、皆さまから率直なご意見をお聞きし、これからのまちづくりをより良いものとするために実施するものです。

アンケート調査に、ぜひご協力いただきますようお願いいたします。（同封の自治基本条例解説書などを参照してください。）

※**5月12日（火）**までに、ポストに投函してください。

以下の設問について、当てはまる番号に○をつけてください。

問1 あなたの性別をお答えください。

1. 男性 2. 女性

問2 あなたの年代をお答えください。

1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代
5. 50代 6. 60代 7. 70代以上



問3 市民自治の最高規範として、市民の手で作られた「江別市自治基本条例」を知っていますか。

1. 内容までよく知っている 2. どのようなものかある程度知っている
3. 名前は聞いたことがある 4. まったく知らない →問5へ

問4 問3で1～3のいずれかを回答した方にお尋ねします。「江別市自治基本条例」を何で知りましたか。

1. 広報えべつ 2. 市のホームページ 3. 市のパンフレットやリーフレット
4. 新聞 5. 情報公開コーナー 6. 出前講座
7. 知人や家族を通じて
8. その他（ ）

問5 自治基本条例の解説書は、条例の内容が分かりやすく記載されていましたか。

1. 大変分かりやすい 2. 分かりやすい 3. ふつう
4. 分からない箇所がある 5. まったく分からない

※4、5のいずれかを答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせください。

[]

問6 自治基本条例のリーフレットは、分かりやすく親しみやすいと思いますか。

1. 思う 2. 思わない

※2と答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせ下さい。

()

◆情報共有についてお聞きします。

～自治基本条例（抄）～

（情報共有）

第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。

2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。

3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。

問7 江別市からのお知らせは、主にどのようなものを利用して入手していますか。（特に利用しているものを3つまで選んでください）

1. 広報えべつ 2. 市のホームページ 3. 市のパンフレットやリーフレット
4. 新聞 5. 情報公開コーナー 6. 出前講座 7. 自治会回覧 8. 知人を通じて
9. その他（ ）

問8 江別市や自治会、活動団体などが行っている、まちづくりに関する情報を得やすくするために何が重要だと思いますか。（3つまで選んでください）

1. まちづくりに関する情報をどこで得られるのか周知する
2. まちづくりに関する情報を集めたホームページを作成する
3. まちづくりに関する情報を得られる施設を整備する
4. パンフレットやリーフレットの配布場所を増やす
5. 広報えべつの内容を充実させる
6. まちづくりに関するセミナーを開催する
7. その他（ ）



問9 江別市のホームページや広報誌が、高齢者などに配慮したわかりやすい内容になっていると思いますか。

1. 思う 2. 思わない

※2と答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせ下さい。

()

◆市民参加についてお聞きします。

～自治基本条例（抄）～

（市民参加の推進）

第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。

2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。

4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。

5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問10 平成27年10月に施行された「江別市市民参加条例」を知っていますか。

1. 内容までよく知っている
2. どのようなものかある程度知っている
3. 名前は聞いたことがある
4. まったく知らない →問12へ

問11 問10で1～3のいずれかを回答した方にお尋ねします。「江別市市民参加条例」を何で知りましたか。

1. 広報えべつ
2. 市のホームページ
3. 市のパンフレットやリーフレット
4. 新聞
5. 情報公開コーナー
6. 出前講座
7. 知人や家族を通じて
8. その他（ ）

問12 市民参加の方法として、市民参加条例では以下のものを定めています。これまでに参加したことがあるものを選んでください。

1. 審議会などの附属機関等委員
2. パブリックコメント
3. 市民説明会
4. ワークショップ
5. アンケート調査（本アンケート以外で）
6. 参加したことがない

○附属機関等

・学識経験者、関係団体、市民等が、話し合いを通じて合意形成を図っていくものです。審議会、委員会、協議会などがあります。

○パブリックコメント

・市の重要な計画、方針等の素案を広く市民に公表し、市民から意見や情報をいただくものです。提出された意見等に対して、市の考え方を公表します。

○市民説明会

・市が事業の内容などを市民に説明して、直接意見をいただくものです。

○ワークショップ

・さまざまな立場の市民が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめていく場です。

○アンケート調査

・市民の意向を把握するために、あらかじめ用意された質問について回答してもらうものです。



問13 江別市は市民参加の機会が十分にあると思いますか。

1. 十分あると思う
2. やや思う
3. 普通
4. あまり機会があると思わない
5. まったく思わない

※差し支えがなければ、理由をお聞かせください。

()

問14 市民参加を推進するためには、何が有効だと思いますか。(3つまで選んでください)

1. 附属機関等
2. パブリックコメント
3. 市民説明会
4. ワークショップ
5. アンケート調査
6. 手紙やメールなどで市に意見を出すこと
7. 市民参加などについて、意見交換ができる場
8. その他()

問15 以下の市民参加の方法について、多くの市民に参加してもらうためには、何が必要だと思いますか。(1つだけ選んでください)

(1) 附属機関等

1. 附属機関等自体のPRを行う
2. 開催する時間帯を工夫する
3. 参加方法を分かりやすく知らせる
4. 意見がどのように反映されるか知らせる
5. その他()

(2) パブリックコメント

1. パブリックコメント自体のPRを行う
2. 簡単に意見を出せるようにする
3. 意見の提出方法を分かりやすく説明する
4. 意見を出せる案件を増やす
5. 計画や方針の内容を分かりやすく知らせる
6. 提出した意見がどのように反映されるか知らせる
7. その他()

問16 附属機関やパブリックコメント等の参加手続きや制度はわかりやすくPRされていると思いますか。

1. 思う
2. 思わない

※2と答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせ下さい。

()

問17 附属機関等の委員を公募する際に、多くの市民が参加していると思いますか。

1. 思う
2. 思わない

※2と答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせ下さい。

()

問18 条例第24条「市民参加の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います。

◆市民協働についてお聞きします。

自治基本条例では、「まちづくりの基本的な仕組みである参加と協働を通じて、市民自らが主体となり、責任をもって考え、積極的に行動すること」を市民自治の基本理念と定めています。

自治基本条例において、「協働」は以下のように定義しています。

○協働

- ・市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。

～自治基本条例（抄）～

（市民協働の推進）

第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。

- 2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。
- 3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないように配慮するものとする。
- 4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問19 上記の説明にあるように、江別市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか。

1. 非常に進んでいる
2. 進んでいる方である
3. あまり進んでいない
4. 進んでいない
5. 分からない

※差し支えが無ければ、理由をお聞かせください。



問20 「協働」についての意識啓発が、図られていると思いますか。

1. 思う
2. 思わない

※2と答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせ下さい。

問21 自治会や市民活動団体、ボランティアなどで、まちづくり活動に参加したことがありますか。

1. 現在も積極的に参加している
2. 現在もときどき参加している
3. 過去に参加したことがある
4. 参加したことはないが、今後参加してみたい
5. 参加したいと思わない
6. どちらともいえない



問22 まちづくり活動に参加するにあたって何が重要だと思いますか。(3つまで選んでください)

1. 時間
2. 活動する場所
3. 健康や体力
4. 参加するための知識・技術
5. 参加するきっかけ
6. 一緒に活動する仲間
7. 活動団体や活動内容に関する情報
8. 関心や興味
9. 条例・規則などによる仕組み
10. その他()

問23 問22の設問にある「2. 活動する場所」として次の施設を知っていますか。

(1) 公民館・住区会館(自治会館)

1. 利用している
2. 利用したことがない
3. 今後利用してみたい
4. 知らない

(2) 市民交流施設ぷらっと(江別市民活動センター・あい、江別市国際センター)

1. 利用している
2. 利用したことがない
3. 今後利用してみたい
4. 知らない

(3) 江別市社会福祉協議会

1. 利用している
2. 利用したことがない
3. 今後利用してみたい
4. 知らない

問24 自治会や市民活動団体の担い手の育成を目的としたセミナーが適切に実施されていると思いますか。

1. 思う
2. 思わない

※2と答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせ下さい。

()

問25 自治会や市民活動団体の活動が、効果的にPRされていると思いますか。

1. 思う
2. 思わない

※2と答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせ下さい。

()

問26 条例第25条「市民協働の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います。

◆危機管理・防災についてお聞きします。

～自治基本条例（抄）～

（危機管理・防災）

第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。

問27 市民の防災・減災意識の向上や災害弱者への支援について、自治会等との連携が図られていると思いますか。

1. 思う 2. 思わない

※2と答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせ下さい。

[]

◆住民投票制度についてお聞きします。

○住民投票制度

・市民生活に重大な影響を及ぼす重要な事項を直接市民に問う制度です。

～自治基本条例（抄）～

（住民投票）

第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

問28 自治基本条例の解説書に、住民投票や直接選挙の制度について、分かりやすく記載されていると思いますか。

1. 思う 2. 思わない

※2と答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせ下さい。

[]

◆情報公開制度についてお聞きします。

○情報公開制度

・市が持っている文書や情報を皆さんからの求めに応じて公開する制度です。

～自治基本条例（抄）～

（情報公開）

第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問29 情報公開制度があることを知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない

問30 自治基本条例では、市民参加を推進するために、市政に関する情報について知る権利を尊重し、情報を公正かつ適正に公開することを定めています。江別市は、この趣旨にのっとり、適正に情報を公開していると思いますか。

1. 適正に公開していると思う 2. まあまあ公開していると思う
3. 普通 4. 足りない 5. その他 ()

◆個人情報保護制度についてお聞きします。

○個人情報保護制度

・市が所有する市民の皆さんの個人情報について、具体的な管理ルールを定め、扱われている自分の情報の開示や訂正を求めることができる制度です。

～自治基本条例（抄）～

（個人情報の保護）

第23条 市は、個人情報の収集や利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

問31 個人情報保護制度があることを知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない



問32 江別市では、条例や制度の趣旨にのっとり、適正に個人情報を保護していると思いますか。

1. 適正に保護している 2. 普通 3. もっと厳格にするべきである
4. その他 ()

◆その他についてお聞きします。

問33 今後の江別市における市民自治、市民参加、市民協働、自治基本条例の内容など、まちづくりを進めるうえで、ご意見があれば記入願います。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、同封した返信用封筒（切手不要）にて、5月12日（火）までに投函くださいますよう、お願いいたします。